

東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会

開催要綱

1 趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、多くの労働者が緊急作業に従事しており、放射線への被ばくによる健康障害の発生が懸念されることから、これらの労働者に対し、離職後も含めた長期的な健康管理を行うことが必要となっている。

このため、厚生労働省労働基準局安全衛生部長（東電福島第一原発作業員健康対策室長）の下に有識者の参集を求め、被ばく線量等を長期的に管理し健康管理を行うために必要なデータベースの構築手法や本情報を活用しての長期的な健康管理の在り方について検討するものである。

2 検討項目

- （１）データベースを構築するに当たって必要な項目
- （２）健康診断等、離職後も含めた長期的な健康管理の在り方
- （３）その他

3 構成

- （１）本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長（東電福島第一原発作業員健康対策室長）が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- （２）本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- （３）本検討会の参集者は、必要に応じ追加することが出来る。
- （４）本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることが出来る。

4 その他

- （１）本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密情報を取り扱うなどの場合においては非公開とすることができる。
- （２）本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。